

番 号 : 160089

国 名 : エジプト

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第二チーム

案件名 : 大エジプト博物館開館支援合同修復プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析/組織分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析/組織分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年4月下旬から2016年6月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.45 M/M、現地 0.63 M/M、合計 1.08 M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 19日 整理期間 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	評価分析に係る各種業務
対象国/類似地域	エジプト/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という。）において観光セクターは、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、同国の四大外貨獲得源の一つであり、経常収支の黒字化を目指す上での重要産業として位置づけられている。

中でも、歴史的文化遺産の有効活用は、同国政府において最も重要な観光セクターの課題の一つであり、これまでルクソール、アレキサンドリア等において博物館等の建設を進めてきたが、同国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているエジプト考古学博物館（Egyptian Museum：以下、「EM」という。）（1902年に開館）は、開館から100年以上が経過し、建物・設備の老朽化が目立っている上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての機能は低い水準に留まっている。かかる問題の解決のために、その収蔵品の価値に見合った、保存修復・展示・研究・教育を行える機能を備えた新しい博物館の整備が急務であったことから、エジプト政府より日本政府に対して大エジプト博物館（Grand Egyptian Museum：以下、「GEM」という。）の建設に対する円借款供与の要請がなされた。これに対し、日本政府は2006年に大エジプト博物館建設事業への円借款（2006年5月L/A調印、34,838百万円）供与を決定した。

エジプトでは、海外からの観光客数が2010年まで順調に伸びていたが、2011年及び2013年の二度の政変による政情不安、治安悪化等に伴い、政変以前に年間1,400万人を超えていた海外観光客数は、2013年には1,000万人以下にまで減少し、2010年に116億ドルあった観光収入は2014年には50億ドル以下に落ち込んだ。2014年6月にシシ大統領が就任してから内政は安定しつつあるものの、治安は引き続き観光産業における大きなリスクになっている。

そのような中でも、観光セクターは依然同国GDPの11%、雇用総数の12%以上を担う重要産業であり、2015年3月に行われたエジプト経済開発会議では、2016年に観光収入を政変前の水準（116億ドル）まで回復させ、2018年には150億ドルを目指すとの観光セクター戦略が示されている。GEMは、同戦略を進めるにあたっての重要案件として期待されている。日本政府は、GEMの開館準備を促進するために、2015年6月から両国のハイレベル関係者や有識者が参加する合同委員会を定期的に開催するとともに、2016年4月からは博物館の運営、展示にかかる技術協力「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」を行う予定としており、GEMを多角的に支援している。

GEMの付属施設として、エジプト政府は保存修復センター（Conservation Center：以下、「GEM-CC」という。）をエジプト側予算で2010年に建設し、GEMに展示される文化財の保存修復を行っているが、JICAはGEM-CCに対して「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」を実施してきた。2008年6月から2011年6月までを準備フェーズとしてGEM-CCの計画・設計・運営にかかる協力や収蔵品のデータベース構築等に関する協力を実施し、2010年にGEM-CC側の体制が整ったことを受け、2011年7月から本格協力フェーズに移行し、2016年3月末まで、文化財の保存・修復にかかる多数のレプリカを使った研修をはじめ、GEM-CCのマネジメント強化、文化財データベースにかかる支援を実施した。GEMは2018年5月の部分開館を目指しており、今後は展示される遺物の修復活動を加速させる必要がある。そのため、「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」でレプリカを使って移転した知識・技術を、実際の遺物の実践的な修復を通じて定着させ、GEMの開館に向けて自立的な修復活動が行えるようになることへのニーズが高まっている。

かかる状況下、エジプト政府はGEMに展示される遺物の修復にかかる技術支援を要請した。これを受けてJICAは、エジプト政府からの協力要請の内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、有償勘定技術支援の仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICAと協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するための必要なデータ、情報の収集、整理、分析に加え、関連組織である考古省（Ministry of Antiquities：以下、「MOA」という。）、GEM、EM等の詳細な組織分析を行うことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年4月下旬)

- ①要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関 (先方実施機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。質問票はJICAエジプト事務所を通じて事前配布を行う。特に、「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」やGEMIに対する関連プロジェクトの内容を把握する。
- ②プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案、プロジェクト実施体制等にかかる対処方針(案)を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年5月上旬～5月中旬)

- ①JICAエジプト事務所との打合せに参加する。
- ②エジプト側の関係機関との協議及び現地調査に参加する。なお、調査の前半でGEMIに対して、技術協力で用いられるログフレーム (PDM) によるプロジェクトの計画・実施・評価について説明を行う。
- ③質問票を回収するとともに、文献やヒアリング等を通じて必要な情報・資料を収集し、分析する。収集した情報を団内に共有し、報告書 (案) にまとめる。
具体的な内容は以下のとおり。
 - (ア) 関係者分析
 - ・ 博物館運営にかかる開発計画や事業計画、文化財保護の実施体制と実施機関の位置付け (外国人が文化財修復をする際の関連法規の調査を含む)
 - ・ 博物館運営、文化財保護、観光開発に関係する各機関の権限・役割、実施体制、意思決定プロセス、財政状況
 - (イ) プロジェクト実施における各関係機関との連携の取り方、実施機関 (MOA、GEM、EM等) の詳細分析
 - ・ 組織の構成・権限・役割、意思決定プロセス。特に、プロジェクトの各種活動を実施するために必要となる意思決定や許認可について調査する。
 - ・ 財政状況、組織運営方針、今後の計画。特に、開館までのGEM及びGEM-CCの準備スケジュールの詳細や、先方負担事項の予算確保の方法を確認する。
 - ・ 人員体制、職員の能力・役割
 - ・ プロジェクト実施体制
 - ・ プロジェクトの各種活動を実施するにあたっての組織としての課題
 - (ウ) 評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) によるプロジェクト分析及び先方実施機関への説明
- ④各面談の議事録を作成する。
- ⑤本プロジェクトの基本計画を検討し、担当分野に係るPDM案、PO案の作成に協力する。
- ⑥リスク管理チェックシートの作成に協力する。
- ⑦先方実施機関との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D) (案) (英文) 及びミニッツ (M/M) (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑧事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果をJICAエジプト事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年5月下旬)

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成し、JICAに提出する。
- ②事業事前評価表 (案) 作成に引き続き協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書の提出も含みます）。

航空経路は、成田／羽田⇒ドバイ／ドーハ／アブダビ／イスタンブール⇒カイロ⇒ドバイ／ドーハ／アブダビ／イスタンブール⇒成田／羽田を標準とします。渡航日時は5月8日夜便を予定しています。

- (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年5月9日～2016年5月27日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析/組織分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAエジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICAの調査団員と同乗する期間があります）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

- (2) 参考資料

①公開資料

・大エジプト博物館建設事業 事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_EG-P28_1_s.pdf

・大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト 事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0702247_1_s.pdf

②配布資料

・エジプト・アラブ共和国 大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト終了時評価報告書（案）

社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第二チーム（eigge@jica.go.jp）にて配布します。

（２）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務従事者は、組織分析の経験があることが望ましい。
- ③ 安全管理：現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 不正腐敗の防止：本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上